

平成 18 年 6 月 30 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 不動産協会  
企業財務・会計委員会  
委員長 鈴木誠一郎

「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(案)」に対する意見

標記公開草案について、下記の通り意見を取りまとめましたので、ご高配いただきますようお願いいたします。

## 記

公開草案の対象となる投資事業組合から匿名組合を除外すべきと考える。

(理由)

匿名組合は投資事業有限責任組合や任意組合と基本的な法的構造が異なっている。

投資事業有限責任組合や任意組合においては、複数の組合員が出資者であると同時に業務執行権を持っており、組合員全員で団体を構成している。他方、匿名組合は業務執行者である営業者と匿名組合出資者との相対の契約関係であり法的に団体を観念することはできない。出資者が多数いても、匿名組合契約が複数存在するだけである。

このように法的構造が違うものを経済実態の類似性を根拠に同列に論じることには無理があり、匿名組合を対象とするにしても、別途丁寧な検討を行う必要があると考える。

仮に匿名組合が除外されない場合であっても、誤解を招くことのないよう、少なくとも、匿名組合出資者が業務執行権を有するような表現となっている下記部分について修正をお願いしたい。

- ・ P 1 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準を適用するにあたっての考え方」 L 2 における 2 番目の「出資者」を「出資者ないし営業者（以下、「出資者等」という）」とする。
- ・ P 2 「2 投資事業組合における具体的な適用」 L 2 「出資者（営業者を含む。）」を「出資者等」とする。
- ・ P 3 L 7 「出資者（営業者を含む。以下同じ。）」を「出資者等」とする。
- ・ P 3 L 7 以下の部分における「出資者」を「出資者等」とする。

Q1 2(2)⑤「当該投資事業組合・・・利益又は損失・・・場合を含む。」は削除すべきであり、これを前提にした記述も全面的に改めるべきと考える。

(理由)

投資事業組合に対する支配力基準の具体的適用は株式会社に準じて検討されているが、財務諸表等規則第8条第4項の例示では触れられていない「投資事業から生ずる利益又は損益の概ね過半について享受又は負担することとなっていること」という例示を新たに追加している。このことは、財務諸表規則等規則の事実上の変更であり、実務上の取扱いQ&Aで追加できる内容ではないと考える。

Q1 3① 「出資者が投資事業組合の業務執行権・・・該当する。」を削除すべきと考える。

(理由)

1. 損益の過半の享受・負担を判断基準とすることがそもそも不当なことは先に述べたとおり。
2. 投資事業組合に関し、殊更に損益過半事例を留意事項として示す理由が不明である。
3. 損益の過半を享受・負担する場合に出資者の緊密者と当然のように推定し、業務執行権の過半を有するものが独立して財務及び営業又は事業の方針を決定しているときを例外的位置づけとしていることの理由が不明である。

財務諸表等規則は子会社に該当するかどうかの判断について、まず業務執行権が過半であるかどうかで判断し、それを満たさない場合に各種要素を勘案するという構造になっているが、3①の記述は原則と例外が(=立証責任が)逆転しており、おかしいのではないかと考える。

本取扱いは、現行の財務諸表等規則等の変更を行うものではないため、財務諸表等規則第8条第7項に該当する事業体は出資者等の子会社に該当しないことを念のため明記しておくべきと考える。

以上